

はじめに

この手引は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）を設立しようと準備している方及び既にNPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく諸手続の方法、書類の作成の仕方について説明したものです。

Iには特定非営利活動促進法の概要、書類の提出先等について、IIには法人設立の際の留意点、書類の作成例を、III～VIには法人設立後に必要となる諸手続について掲載しています。

この手引に掲載した**様式、作成例は県ホームページ【静岡県のNPO活動支援サイト】からダウンロードできます（<https://www.npo-fujinokuni.jp/>）**ので、作成に際してはこちらを御利用ください。

また、この手引は静岡県が所轄庁となる法人を対象としています。すべての事務所を指定都市である静岡市・浜松市のいずれか一市内に置く法人につきましては、静岡市、浜松市が所轄庁となります。また、県の事務権限の移譲により、沼津市、富士市、磐田市、掛川市及び藤枝市（以下「権限移譲市」という。）のいずれか一市内にすべての事務所を置く法人につきましては、それぞれの市が所管となります。諸手続の方法や提出書類は、所轄庁及び所管となるそれぞれの市の手引を御利用ください。※

なお、県では、NPO法人設立やNPO法に基づく各種手続等に関する相談を、ふじのくにNPO活動支援センター（I-10参照）で受け付けていますので、是非御利用ください。

※ 指定都市、又は権限移譲市内のみに事務所を置く法人の所管窓口一覧
（連絡先等詳しくはI-9をご覧ください。）

静岡市	観光文化・市民局市民自治推進課
浜松市	市民部市民協働・地域政策課
沼津市	政策推進部地域自治課
富士市	市民部市民活躍・男女共同参画課
磐田市	自治市民部自治デザイン課
掛川市	生涯学習まちづくり部未来共創課
藤枝市	市民協働部市民活動団体支援室

【令和8年4月改訂版の主な改訂点】

- 1 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、資料の修正を行いました。
- 2 その他、所要の変更をしました。